

昇降機の昇降路の防火区画について

平成 10 年の建築基準法（以下「法」という。）改正により改正前の法第 38 条が削除されたことに伴い、同規定に基づく昭和 56 年建設省告示第 1111 号については、平成 14 年 5 月 31 日をもって効力が失われることとされている。

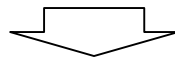
上記の期日以降における昇降機の昇降路の防火区画の取扱いについては、次の通りとする予定。

昭和 56 年建設省告示第 1111 号

『エレベーターの昇降路の戸等については建築基準法施行令第 110 条第 4 項及び第 112 条第 14 項の規定によるものと同等以上の効力があると認める件』

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 38 条の規定に基づき、次の第 1 から第 3 までに該当するエレベーターの昇降路の戸並びに次の第 1 及び第 2 に該当する電動ダムウエーターの昇降路の戸については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 110 条第 4 項及び第 112 条第 14 項の規定にかかわらず、これらの規定によるものと同等以上の効力があると認める。

第 1～第 3 （略）



建築基準法第 38 条削除（平成 12 年 6 月 1 日施行）

建築基準法の一部を改正する法律・附則

第 7 条（抜粋）

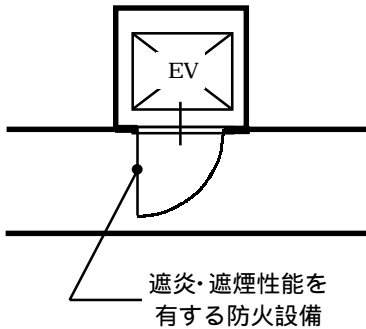
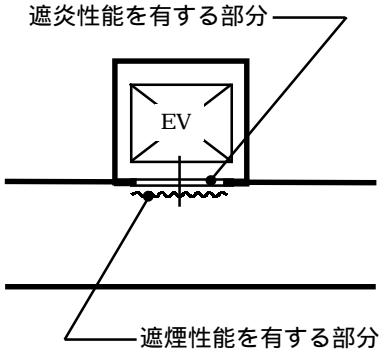
施行の日から起算して 2 年を経過する日までの間は、当該建築材料又は構造方法を用いる建築物又は工作物について旧法第 38 の規定により適用しないこととされた旧法の規定に相当する新法の規定は、適用しない。

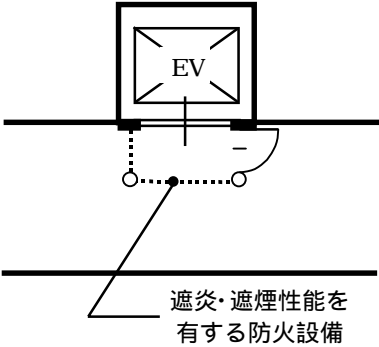
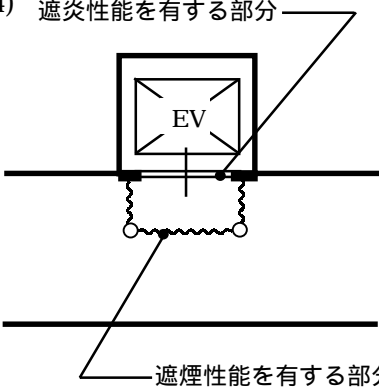
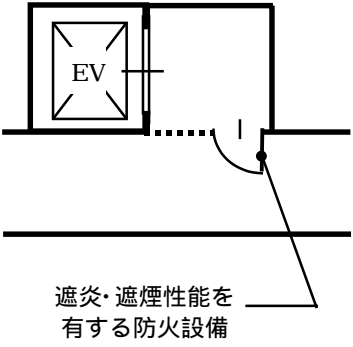
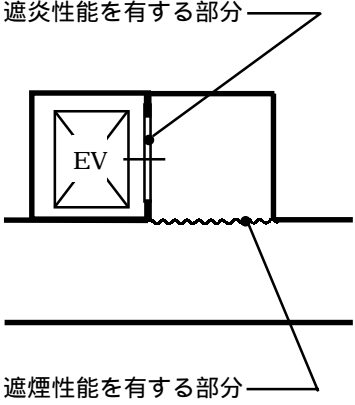
1 . 昇降機の昇降路の防火区画において必要とされる主な性能

建築基準法施行令（以下「令」という。）第 112 条第 9 項及び第 14 項の規定により、昇降機の昇降路とその他の部分は、遮煙性能を有する法第 2 条第九号の二口に規定する防火設備で区画しなければならない。よって、乗場戸の近傍で、遮炎・遮煙の両者の性能を有した防火設備で区画する必要がある。

性能	大臣認定の場合	例示仕様の場合
遮炎性能	法第 2 条第九号の二口に基づく大臣認定 ・令第 109 条の 2 （防火設備） ・令第 112 条第 1 項（特定防火設備）	: 平 12 建告第 1360 号 : 平 12 建告第 1369 号
遮煙性能	令第 112 条第 14 項第二号に基づく大臣認定	: 昭 48 建告第 2564 号 (シャッターの場合は遮煙性能試験に合格したもの)

2 . 防火区画の対策例

種類 設置場所	同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備	複合型の防火設備
A 乗場戸に接して設置	<p>(1)</p>  <p>遮炎・遮煙性能を有する防火設備</p> <p>防火設備の例： 防火戸 防火防煙シャッター スライド式防火防煙扉 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：例示仕様</p>	<p>(2)</p>  <p>遮炎性能を有する部分</p> <p>遮煙性能を有する部分</p> <p>防火設備の例： 遮炎性能を有する乗場戸 + 遮煙性能を有するスクリーン 大臣認定 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>

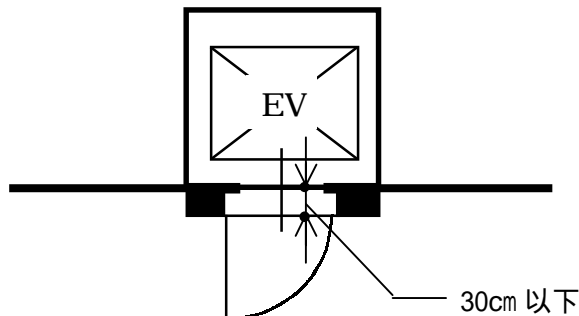
種類 設置場所	同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備	複合型の防火設備
<p>B 乗場戸前の空間を隔てて設置</p> <p>< 非常時に空間を形成する場合 ></p>	<p>(3)</p>  <p>遮炎・遮煙性能を有する防火設備</p> <p>防火設備の例： 空間 + 防火防煙シャッター・防火戸</p> <p>大臣認定 { 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>	<p>(4)</p>  <p>遮炎性能を有する部分</p> <p>遮煙性能を有する部分</p> <p>防火設備の例： 遮炎性能を有する乗場戸 + 空間 + 遮煙性能を有するスクリーン</p> <p>大臣認定 { 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>
<p>< 乗降ロビーを設ける場合 ></p>	<p>(5)</p>  <p>遮炎・遮煙性能を有する防火設備</p> <p>防火設備の例： 乗降ロビー + 防火防煙シャッター・防火戸</p> <p>大臣認定 { 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>	<p>(6)</p>  <p>遮炎性能を有する部分</p> <p>遮煙性能を有する部分</p> <p>防火設備の例： 遮炎性能を有する乗場戸 + 乗降ロビー + 遮煙性能を有するスクリーン</p> <p>大臣認定 { 遮炎性能：例示仕様 遮煙性能：性能評価</p>

種 類 設置場所	同一部材で遮炎・遮煙性能を有する防火設備	複合型の防火設備
備 考 (「3. 防火区画の対策の詳細」参照)	<p>非常時の空間及び乗降ロビーは専用とし、必要以上の広さを有しないこと。</p> <p>避難経路は、乗降ロビー等の部分を通さないものであること。ただし、非常用エレベーターの乗降ロビーを特別避難階段の附室と兼用する場合には、避難路として計画することができることとする。</p> <p>乗降ロビーの開口部の部分以外は準耐火構造以上の壁とすること。</p>	<p>～ 左記に同じ</p> <p>遮煙性能のみを期待する部分が直接火災室に面しないこと。</p> <p>防火設備から一定の範囲内にある火災室との区画は、所要の耐火性能（準耐火構造以上の壁又は防火設備）を有すること。</p>

3. 防火区画の対策の詳細

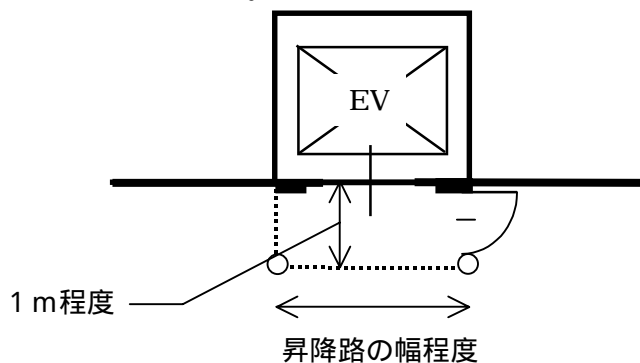
(1) 防火設備と乗場戸との隙間

乗場戸に接して防火設備を設置する場合、隙間内に人が挟まれることのないよう、30cm を上限とする。

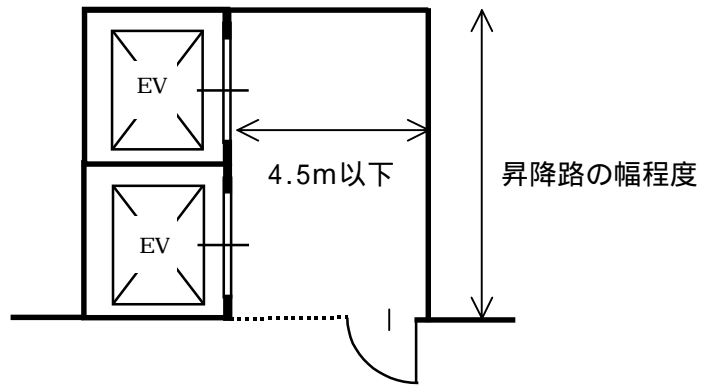


(2) 乗場戸前の空間を含めた防火設備とする場合

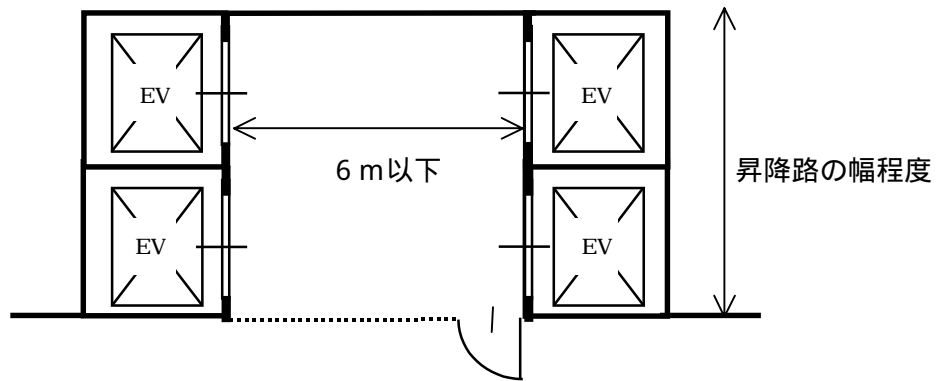
乗場戸前の空間を乗降の用途のみの利用に制限するため、計画に応じた必要最小限の大きさとする。



< 非常時に乗降する空間を形成する場合 >



< 乗降ロビーを同一方向に設ける場合 >

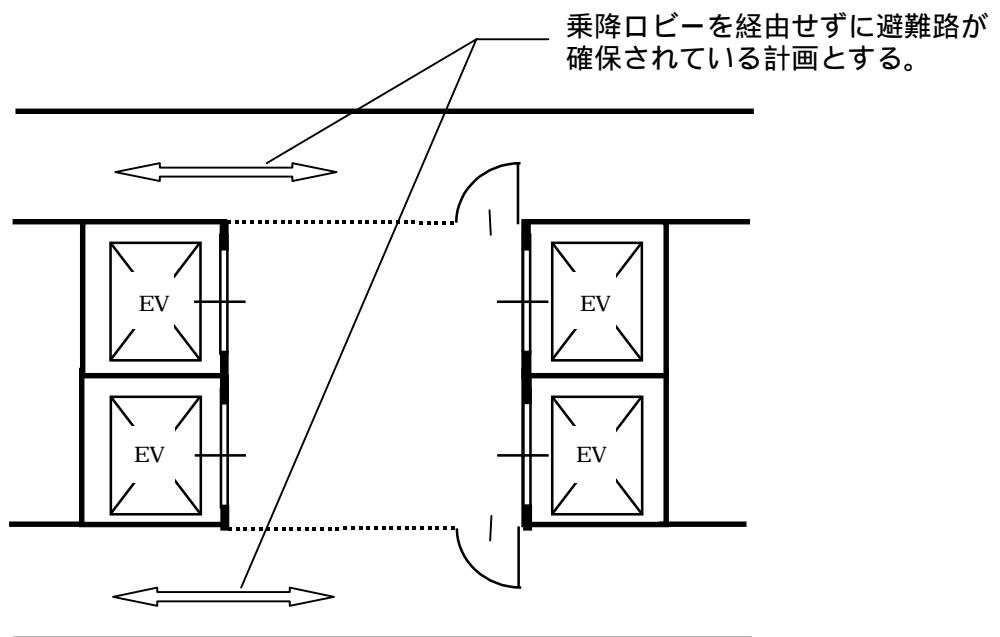


< 乗降ロビーを対面方向に設ける場合 >

(3) 乗降ロビーを経由しない避難路の確保

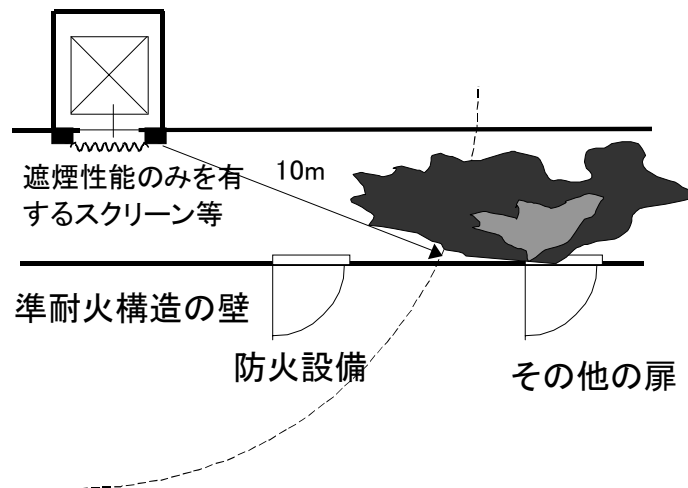
乗降ロビーを含めた防火設備とする場合、当該乗降ロビーを経由せずに、法令で定められた避難路を確保することとする。

ただし、非常用エレベーターの乗降ロビーを特別避難階段の附室と兼用する場合については、避難路として計画することができることとする。



(4) 遮煙性能のみを有する部分を用いる場合

防火設備にスクリーン等の遮煙性能のみを有する部分を用いる場合は、火災時の遮煙性能を確保するため、当該部分から一定の範囲内にある火災室とは、準耐火構造以上の壁又は防火設備により区画することとする。



(5) 小荷物専用昇降機の扉の場合

小荷物専用昇降機の扉については、以下の要件を満たすことが必要である。

鉄板の厚さが0.8mm以上である等、法第2条第九号の二口に規定する防火設備の構造方法の基準に適合すること。

押し下げ等の開閉機構で相じゃくりや突合せゴム(難燃ゴム)等により隙間が生じない構造とすること。

自動的に閉鎖するか、又は開放警告ブザーが設置されている等、確実に閉鎖が行われるものであること。